

## 富山地方検察庁 通訳人の募集について

富山地方検察庁では、外国人の関与する事件や事故が発生したとき、一時的に司法・捜査通訳等に御協力いただける方（通訳人）を募集しています。

- 1 業務内容 通訳人として登録していただいた上、検察官等による外国人に関連する事件の取調べにおける通訳（対面通訳）や資料の翻訳等が必要となった場合に派遣場所において通訳・翻訳等をおこなうものです。
- 2 募集言語 ベトナム語・インドネシア語・ウルドゥ語・ヒンディー語・ベンガル語・モンゴル語・ロシア語・このほかにも各国・各地域の言語
- 3 募集条件 ①18歳以上の方（国籍は問いません。）  
②語学能力 日本人・・・外国語能力試験の上級相当の方  
在日外国人・・・日本語能力試験のN1相当の方
- 4 応募方法 最初に電話で申込みの上、別添の履歴書（富山地方検察庁通訳人応募用）の郵送をお願いします。
- 5 通訳料 通訳実施時間に応じて、所定の通訳謝金・日当（交通費を含む）を支払います。
- 6 派遣場所 富山地方検察庁・・・本庁（富山市西田地方町）  
高岡支部（高岡市中川本町）  
魚津支部（魚津市新宿）
  - ・他の地方検察庁（他県）から通訳を依頼される場合があります。
  - ・対面のほか、モニターによる遠隔通訳を依頼される場合もあります。

## 7 通訳人の登録について

- ・面接選考の結果等を踏まえ、検察庁の通訳人として適性を備えていると認められた方については、「検察庁通訳人名簿」に登録されます。
- ・同名簿に登録後、主に富山地方検察庁から、個別の案件ごとに、その都度通訳の依頼を行いますので、通訳人の都合により応じてください。
- ・依頼の頻度については、当庁業務の都合等により個人差があります。
- ・通訳人は、富山地方検察庁職員として採用されたり、富山地方検察庁との間に雇用関係が発生するものではありません。

## 8 選考方法

- ・上記4において提出された書類（履歴書）を基に選考を行い、同選考を通過された方には、面接日時をご連絡いたします。

後日、面接選考を実施の上、「検察庁通訳人名簿」への登録の可否を判断いたします。

面接選考の際には、本人確認できるもの（次のうちいずれか）の呈示をお願いします。

日本国籍の方・・・運転免許証、マイナンバーカードなど

日本国籍以外の方・・・在留カード、旅券又は特別永住者証明書

- ・面接選考では、交通費等の支給はありませんので、あらかじめ御留意ください。

- ・郵送いただいた書類は、選考結果にかかわらず返却いたしませんので御留意下さい。

なお、通訳人募集を通じて入手した応募者の個人情報、選考及び登録手続き事務の目的以外に利用することはありません。

募集条件や応募方法など、詳細についての問合せ・相談等がありましたら下記連絡先まで連絡してください。

連絡先 富山地方検察庁 捜査・公判部門 通訳担当

〒939-8510 富山市西田地方町2-9-16

☎076-421-4106（午前9時から午後5時まで）

